

## 延岡市お試し滞在支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、延岡市お試し滞在支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市への移住希望者が延岡市内で住居若しくは仕事を探し、又は就業を目的として農林漁業従事者等からの研修を受ける活動に係る金銭的負担を軽減し、もって移住・定住を促進することを目的とし、その交付について延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本人や家族の意思に基づき、継続的に暮らす意思を持って市外から市内に生活の拠点を移すことをいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を行う施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に該当する営業を行う施設を除く。
- (3) 基本宿泊料金 宿泊するために必要となる一室の利用料金（飲食料金、駐車場利用料金等の付帯料金を除く。）をいう。
- (4) 同行者 補助対象者と共に本市を訪れた市外に住所を有する者であって、補助対象者と1親等内の親族又は補助対象者と共に移住し、生活をともにすると見込まれる者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市外に住所がある者
- (2) 移住の実現のために、本市からの情報提供や協力支援を受ける意思がある者
- (3) 本市への移住を主たる目的とした活動のために、市内に宿泊し、連続して2日以上滞在する者
- (4) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者その他公序良俗に反する団体に属するに該当しない者

### (補助対象活動)

第4条 補助の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内で住居を探す活動
- (2) 市内で仕事を探す活動
- (3) 市内で就業するために市内の農林漁業従事者等から研修を受ける活動
- (4) その他市長が認める活動

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象者及び同行者が補助対象活動のために市内の宿泊施設に宿泊した場合の基本宿泊料金及び市内滞在期間中にレンタカーを使用した場合のレンタカー使用料とする。

(補助金の額)

第6条 補助対象者が補助対象活動のために市内の宿泊施設に宿泊した場合の補助金（以下「宿泊補助金」という。）の額は、基本宿泊料金の実費の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内で、1泊あたり1人2,000円を上限とし、かつ、1回の申請で本市滞在期間内の6泊分を限度とする。ただし、補助対象活動の内容に照らし、相当の理由があると市長が認める場合は、1回の申請で13泊分を限度とする。

2 前項の規定は、同行者が宿泊した場合の宿泊補助金の額等について準用する。この場合において、前項中「1人2,000円」とあるのは「同行者1人につき2,000円」と読み替えるものとする。

3 補助対象者及び同行者が市内滞在期間中の補助対象活動のためにレンタカーを使用した場合の補助金（以下「レンタカー補助金」という。）の額は、レンタカー使用料の実費（ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内で、1日あたり1組につき3,000円を上限とし、1回の申請で本市滞在期間内の7日分を限度とする。

4 同一補助対象者（同行者を含む。）への宿泊補助金又はレンタカー補助金の交付は、同一年度においてそれぞれ2回までとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、延岡市お試し滞在支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、補助金の交付対象となる日の1週間前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 申請者の現住所を証する書類の写し（同行者に申請者と異なる世帯の者がいる場合は、世帯ごとの代表者の現住所を証する書類の写しを含む。）
- (2) 宿泊者名簿兼誓約書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金及び市の移住支援策等に関する説明を市から受けなければならない。

3 申請者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査した結果補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助対象活動終了後14日以内に、延岡市お試し滞在支援事業補助金活動報告書兼宿泊証明書（様式第3号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊補助金を受ける場合 宿泊費の領収書の写し
- (2) レンタカー補助金を受ける場合 レンタカー使用料の領収書の写し

2 市長は、前項の規定による報告を受け、その内容を審査した結果、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等額確定通知書（規則様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、延岡市お試し滞在支援事業補助金請求書（様式第4号）により補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付対象者に交付するものとする。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象者が第3条第3号又は第4号に掲げる者に該当しなくなったとき。
- (3) 補助対象者が移住を主たる目的として活動を行っていないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助対象者に補助金等不交付決定通知書（規則様式第3号）によって通知する。

(補助金の返還)

第13条 前条の規定により補助金の返還の請求を受けた補助対象者は、当該補

助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う